

第27回参議院議員通常選挙臨時啓発事業提案選定要領

(趣旨)

第1条 岡山県県民生活部市町村課が行う第27回参議院議員通常選挙臨時啓発事業(以下「臨時啓発事業」という。)における技術提案型契約(コンペ)方式による採択案の選定について、必要な事項を定める。

(審査会)

第2条 採択案の選定のため、臨時啓発事業審査会(以下「審査会」という。)を設置し、次の者を審査員として構成する。なお、審査員のうち、提案者に二親等以内の親族を含む等、利害関係が認められる者については、審査に参加しないこととする。

・市町村課長、市町村課副課長、市町村課職員5名(うち主事職員3名)

2 審査会は書面開催とする。

(選定方法)

第3条 審査会は、別添に定める選定基準及び採点基準に基づき、書類審査で審査員による採点を行い、総合的に採択案を選定する。

2 採択案は、審査員の得点の合計が最も高い提案とする。また、当該提案をした者を臨時啓発事業の契約候補者として決定する。

3 前項において、審査員の得点の合計が等しい場合は、選定項目の「訴求性」の得点の合計が高い提案を採択案とし、当該提案をした者を臨時啓発事業の契約候補者として決定する。

4 前2項の規定にかかわらず、選定項目の「情報の正確性」又は「公平性、公正性」について、それぞれの選定項目に係る審査員の得点の合計がそれぞれの選定項目の満点の4割以下の提案は採択案とせず、次に審査員の得点の合計が高い提案を採択案とし、当該提案をした者を臨時啓発事業の契約候補者として決定する。

5 臨時啓発事業における技術提案実施公告及び委託業務仕様書で定める要件を満たさない提案は、提案の内容の優劣を問わず選定の対象としない。

(所掌)

第4条 この要領に関する事務は、岡山県県民生活部市町村課において所掌する。

(その他)

第5条 採択案の選定及び審査会の運営に関し必要なその他の事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月23日から施行する。

(選定基準及び採点基準)

1 選定基準

No.	選定項目	選定基準	配点
1	啓発プランの統一性	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確に打ち出され、それに沿った啓発プランが提案されているか。 ・選挙が明るく公正に行われ、県内有権者の関心を喚起し、投票率の向上を図るといった趣旨に沿った啓発プランとなっているか。 ・啓発プランの各種ビジュアルの統一が図られているか。 	10
2	情報の正確性	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙名、投票日、期日前投票等に関する選挙情報を正確、適切に伝えているか。 	5
3	啓発プランの有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発効果を高めるために有効な媒体を選択できているか。 ・主観に基づくものではなく、客観的な根拠に基づいた提案となっているか。 	20
4	訴求性	<ul style="list-style-type: none"> ・投票率が低い若年層（18歳～29歳）を含めた幅広い世代の県内有権者に受け入れられ、選挙への関心を喚起し、投票意欲を高めるような提案となっているか。 	20
5	話題性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に話題となるようなものであり、幅広い世代、地域の県民から関心を惹く提案となっているか。 	20
6	自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・自由提案項目の提案に創意工夫が見られ、効果的な提案となっているか。 	10
7	公平性、公正性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の候補者や政治団体を連想させず、政治的中立を保った表現となっているか。 ・人権侵害や差別問題等に配慮し、有権者に対して否定的な印象を抱かせず、選挙の啓発として適切な表現になっているか。 	5
8	実施体制、実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の確実な履行が見込まれる実施体制となっているか。 ・過去に本業務と同種・類似業務の実績を有しているか。 	5
9	経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施経費が契約上限額以内で見積もられ、節減が図られているか。 	5
総計			100

2 採点基準

各選定項目において、下表を目安に採点する。

選定項目の 配点	劣る	やや劣る	普通	優れている	きわめて 優れている
20点	4点	8点	12点	16点	20点
10点	2点	4点	6点	8点	10点
5点	1点	2点	3点	4点	5点

ただし、選定項目の「経済性」については、下表のとおり採点する。

選定項目の 配点	契約上限額の 98%以上～ 100%以下	契約上限額の 96%以上～ 98%未満	契約上限額の 94%以上～ 96%未満	契約上限額の 92%以上～ 94%未満	契約上限額の 92%未満
5点	1点	2点	3点	4点	5点